

令和4年12月9日

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘児童館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘児童館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号

社会福祉法人 雲柱社

理事長 小 磯 満

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和4年4月21日

第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月18日

令和4年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月6日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
8月10日	申請書類受付
8月16日	経営診断委託
8月18日	施設実地調査の実施
8月25日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
9月16日	第4回指定管理者選定小委員会 (申請団体の評価、採点)
11月2日	令和4年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月9日	令和4年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な管理・運営が期待できること、関係機関等と連携を行い、地域において継続して安全・安心に過ごすことのできる施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人雲柱社が練馬区立光が丘児童館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

全体として安定した経営状態である。補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力、資金力、借入金の返済能力が特に優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会は定期的開催されている。

利用者からの苦情を解決するための規程が整備されている。また、0歳から18歳まで中長期的なスパンで、子ども達の遊び場の選択肢として児童館を継続利用できるよう、利用者の声を取り入れたプログラムの充実を図っている。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

子どもの行事参画のための「子どもスタッフ募集」の実施や、先輩パパママ情報として、「幼稚園意見交換ボード」の設置を実施する等、利用者の意見を吸い上げ、運営を改善していく、現在のサービス水準の維持および向上のための提案があり、評価できる。

職員の経験年数に応じて、初任者・中堅職員・リーダー・管理職等の等級に分かれた研修を実施するほか、実際に現場で働く児童館長がテーマを決めるリーダー研修等を実施することで、職員の質の向上に努める提案があり、評価できる。

日本語に不慣れな方たちが、安心して利用することができるよう、外国語のチラシを作る、外国語翻訳アプリを活用する等、全ての利用者に寄り添った対応を心掛ける提案があり、評価できる。

入館時の検温、手指消毒や室内の換気・貸出遊具の消毒対応、児童館、子育てのひろばでそれぞれ1時間の換気・消毒タイムを設ける等、感染予防対策に取り組んでおり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

地域ボランティア団体と協力してボランティア活動を行う、幼稚園のママサークルと連携し、パネルシアターや演奏会を行う等、地域に根ざした児童館として、地域の方との交流や情報の交換等を行う取組があり、評価できる。

中高生家庭の学習支援等のため、中高生向けの無料学習会を実施するなど、利用者のニーズを把握し、積極的に対応する取組があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

災害対応マニュアルを作成し、迅速かつ適切な対応ができるよう明文化している。また、日常的な点検体制として、当番業務の中でチェックリストに基づく点検を行い、異常があれば館長・主任に情報を共有する仕組みを整える提案は、危機管理体制を整備することに加えて、施設の維持管理・利用者の安全・安心につながる取組であり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

建物設備に係る専門業者に依頼する必要があるもの以外、基本的には現場職員で管理を行う等、引き続き施設内外の環境整備を全職員が責任を持って管理していく提案がある。

練馬区内にある同法人施設の施設長が、毎月エリア会を実施し、各施設での情報共有、問題解決に向けた取組を行う提案がある。また、近隣に法人の運営施設があることのスケールメリットを生かし、相互サポートの体制を整える提案がある。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できると評価した。

(7) 施設特性に応じた評価項目

児童館と子育てのひろばの併設施設としての強みを生かし、それぞれの講座やプログラムを生かして、身近な子育て支援施設として利用者が使いやすいように環境を整え、切れ目のない繋がりある利用を実現する提案がある。

児童館の午前中の時間に、近隣小学校の不登校児の受入れを行う等、利用者や地域のニーズを把握し、実施する提案がある。また、利用者や地域のニーズを把握するため、職員全員ができる限り現場に出て、日々の運営の中で利用者の声を拾い上げる姿勢で運営を行う提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する光が丘児童館の施設特性に合致した提案であり、評価できる。

(8) 地域への貢献

職員の採用に当たり、区民雇用に努めるとともに、再委託事業者や物品の調達には区内事業者を活用する提案があり、評価できる。

学校評議員やねりっこクラブ運営協議員として関係機関との情報共有を行う、また、子ども家庭支援センターの相談員と意見交換を行う等、関係各機関と積極的に連携を行う提案があり、評価できる。

指定管理者（社会福祉法人雲柱社）選定の審査結果（練馬区立光が丘児童館）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	5点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状態および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	12点
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) 効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に応じた評価項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案 (2) 館長候補者等の人選の考え方	20点	16点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	161点